

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準

制 定 平成12年12月19日農林水産省告示第1681号
 改 正 平成16年12月19日農林水産省告示第1821号
 改 正 平成19年11月 6日農林水産省告示第1371号
 改 正 平成23年 8月31日消費者庁告示第 8号
 最終改正 平成23年 9月30日消費者庁告示第 10号

(趣旨)

第1条 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
調理食品缶詰又は調理食品瓶詰	調理済の食品を缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したもの(食肉鳥卵を原材料として使用しているものに限り、かつ、スープ缶詰若しくはスープ瓶詰、ソース缶詰若しくはソース瓶詰、ペースト缶詰若しくはペースト瓶詰、おでん缶詰若しくはおでん瓶詰又は米飯類缶詰若しくは米飯類瓶詰に該当するものを除く。)をいう。
食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉及び野菜又はこれに豆腐、しらたき等を加えたものにしょうゆ及び糖類を加えて調理したもの又はこれにその他の調味料、香辛料等を加えて調理したものを詰めたものをいう。
カレー缶詰又はカレー瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉(牛肉、豚肉及び家きんに限る。)、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、カレー粉、香辛料、調味料、食用油脂、小麦粉等を加え、米飯にかけて食用に供するように調理したものであって、カレー粉特有の香味及び辛味を主な特徴とするものを詰めたものをいう。
シチュー缶詰又はシチュー瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉(牛肉、豚肉及び家きんに限る。)又は舌、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ等に、トマトペースト、牛乳、香辛料、調味料、食用油脂、小麦粉等を加え、そのまま食用に供するように調理したものを詰めたものをいう。
その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰	調理食品缶詰又は調理食品瓶詰のうち、食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰以外のものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥(海獣を除く。)の臓器、可食部分及び卵をいう。
食肉	食用に供される獣鳥(海獣を除く。)の肉(骨付肉を含む。)をいう。
臓器	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。
可食部分	食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。

(義務表示事項)

第3条 内面塗装缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)がその缶に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰

- (7) 製品の内容を表す最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した食肉の名称の次に、「野菜煮」と記載し、又は特定の野菜を使用したものにあつては、「野菜煮」に代えて「たけのこ煮」等と記載することができる。
- (イ) 食肉の名称は、「牛肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって記載すること。
- (ロ) 3種類以上の食肉を使用したものにあつては、(7)及び(イ)の規定にかかわらず、「食肉野菜煮」と記載すること。
- (エ) (7)から(ロ)までの規定にかかわらず、1種類の野菜を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が30パーセント未満10パーセント以上のもの及び2種類以上の野菜等（野菜、きのこ類、豆腐、しらたき等をいう。）を配合したもので固形量に対する食肉の重量の割合が20パーセント未満10パーセント以上のものにあつては、「野菜煮」の文字の次に括弧を付して、使用した食肉の名称を「牛肉入り」、「鶏肉入り」等（3種類以上の食肉を使用したものについては、「食肉入り」）と記載し、固形量に対する食肉の重量の割合が10パーセント未満のものにあつては、食肉の名称を付さずに「野菜煮（食肉入り）」と記載すること。

イ カレー缶詰又はカレー瓶詰

「カレー」と記載すること。

ウ シチュー缶詰又はシチュー瓶詰

「シチュー」と記載すること。ただし、クリームシチューにあつては、「シチュー（クリーム煮）」と記載すること。

エ その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰

- (7) 製品の内容を最もよく表す名称を記載すること。
- (イ) 牛肉、豚肉若しくは家きん肉以外の食肉、臓器若しくは可食部分を使用したカレー又は牛肉、豚肉、家きん肉若しくは舌以外の食肉、臓器若しくは可食部分及びそれらの加工品を使用したシチューにあつては、(7)の規定にかかわらず、当該食肉、臓器又は可食部分の名称を付して、カレー又はシチューと記載すること。
- (ロ) 骨付の食肉を使用したものにあつては、名称の次に括弧を付して、「骨付」と記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰、カレー缶詰又はカレー瓶詰及びシチュー缶詰又はシチュー瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、次の(7)及び(イ)の順に記載すること。

- (7) 食品添加物以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。
 - a 「牛肉」、「たけのこ」、「しいたけ」、「焼豆腐」、「しらたき」、「こんぶ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「綿実油」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。
 - b 砂糖類にあつては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあつては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。
 - c 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類

」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d 使用した食肉又は野菜がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、使用した野菜が4種類以上の場合にあっては、多いものから順に3種類の野菜の名称を記載してその他の野菜の名称は「その他」と記載することができる。

e 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により記載すること。

(イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

イ その他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、次の(7)及び(イ)の順に記載すること。

(7) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「たまねぎ」、「りんご」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d b及びcの規定にかかわらず、使用する砂糖類が2種類以上であつて、砂糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たないときは、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

e 使用した食肉又は野菜がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」又は「野菜」の文字の次に括弧を付して、「牛肉、豚肉」又は「たけのこ、ごぼう」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、使用した野菜が4種類以上の場合にあっては、多いものから順に3種類の野菜の名称を記載してその他の野菜の名称は「その他」と記載することができる。

f 食酢は、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により記載すること。

g a及びeの規定にかかわらず、ひき肉加工品等にあっては、その主要原材料を、「肉だ

んご」等の名称の次に括弧を付して、「豚肉、鶏肉、でん粉」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、府令第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。

(3) 使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、原材料名、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。ただし、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

(1) 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及び食肉を調理して詰めたその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰にあっては、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さであって、かつ、日本工業規格Z 8305（1962）に規定する9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、使用した食肉の名称を記載すること。ただし、商品名に、使用した食肉の名称を記載している場合は、この限りでない。

(2) 骨付の食肉を使用したその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰にあっては、「骨付」の用語を、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、前号に規定する方法により記載すること。

(3) 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、固形量又は内容量に対する食肉、臓器、可食部分及び家きん卵並びにそれらの加工品の重量の割合が10%以上のものについては、その割合を、実混合割合を上回らない、10の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、第1号に規定する方法により記載すること。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であって、食肉を2種類以上使用したのものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語

(2) カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語

(3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1681号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月19日農林水産省告示第1821号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月6日農林水産省告示第1371号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月31日消費者庁告示第8号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日消費者庁告示第10号）
この告示は、平成23年10月1日から施行する。